

## 6 施策推進体制等

### (1) 推進体制の整備

#### ① 環境教育の拠点機能を担う体制の整備

環境教育・学習を効果的に推進するため、各環境教育・学習拠点施設と連携を図ります。また、環境教育・学習の普及及び人材・教材などに関する情報の収集・提供を総合的に行い、本基本方針に基づき、環境教育・学習を着実に推進していくための体制を整備し、基本方針策定後は、市環境管理推進組織で施策の推進を行います。

#### ② 環境教育・学習推進のしくみ（ネットワーク会議の設置）

協働による環境教育・学習事業を推進するためには、市民、学校、市民活動団体、事業者など各主体が連携・協力して環境教育・学習を推進するための「環境教育・学習ネットワーク会議（仮称）」を設置します。

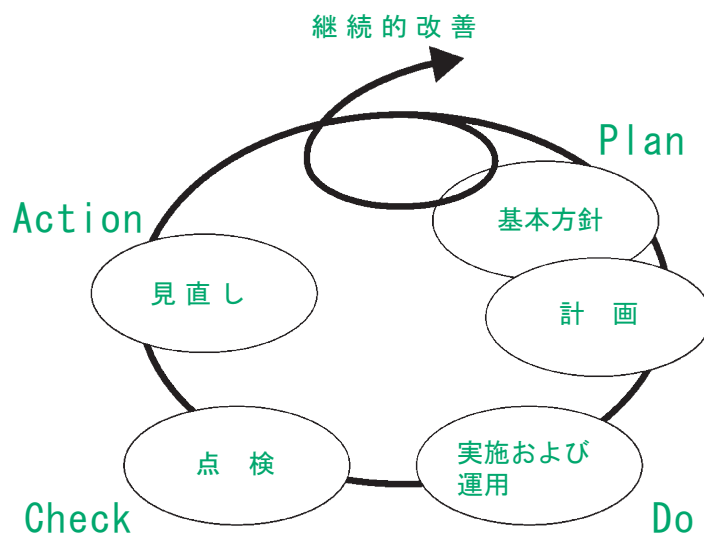
#### ③ 本方針を進める施策を展開するための市庁内体制を確立します

市長を責任者とした全庁的な組織で環境教育・学習を推進します。

### (2) 施策の評価・改善及び基本方針等の見直しについて

基本方針を総合的・計画的に推進していくため、環境教育・学習の各主体による様々な施策・取組について、進捗状況・効果等を定期的に点検・評価し、必要な改善を行うとともに、適宜、市広報誌やホームページ等で概要を公表していきます。

改善にあたっては、市民、市民活動団体、事業者等の各主体と協働し、評価組織を設け、PDCAサイクル(注)で施策を見直し、改善に取り組みます。



PDCAによる推進図

